

ヒト胚関係指針の現状と第三次報告を受けた改正方針の整理

		基礎的研究※1		臨床利用※2 (研究・医療)
		※胚の胎内移植を前提としない ※疾患関連以外目的の研究（いわゆるエンハンスメントなど）は容認しない		
対象	胚の種類	余剰胚	新規胚	
遺伝情報改変技術等を用いない研究		—	• 2010年12月にART指針※3を策定。	
遺伝情報改変技術等 (生殖補助医療研究目的)		• 第一次報告（2018年3月）において容認。 2019年4月にゲノム編集指針※3を策定。	• 第二次報告（2019年6月）において容認。 2021年7月にART指針を改定。	• ヒト又は動物への胎内移植は現時点において容認できない • 法的規制も含めた制度的枠組みを今後検討
遺伝情報改変技術等 (遺伝性・先天性疾患研究目的)		• 第二次報告（2019年6月）において容認。 2021年7月にゲノム編集指針を改定。	• 第三次報告において容認 ART指針	
核置換技術		• 第二次報告（2019年6月）において容認。 2021年6月に特定胚指針※3を改定。	• 第三次報告において容認 特定胚指針	

 既に容認（第一次及び第二次報告）
 新たに容認（第三次報告）

※1 基礎的研究：ヒトや動物に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植しない（個体産生につながらない）研究をいう。

※2 臨床利用：ヒトや動物に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植する（個体産生につながる可能性が有る）利用をいう。

（「基本的考え方」見直し等に係る報告書（第一次）～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～）より

※3 ゲノム編集指針は「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（文科省・厚労省）、ART指針は「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（文科省・厚労省）、特定胚指針は「特定胚の取扱いに関する指針」（文科省）をさす。